

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年2月10日(2005.2.10)

【公表番号】特表2001-524938(P2001-524938A)

【公表日】平成13年12月4日(2001.12.4)

【出願番号】特願平10-518632

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 31/352

A 6 1 K 9/10

A 6 1 K 9/32

A 6 1 K 9/54

A 6 1 K 9/58

A 6 1 K 35/78

A 6 1 K 47/32

A 6 1 P 1/12

A 6 1 P 31/04

C 0 7 D 311/62

【F I】

A 6 1 K 31/352

A 6 1 K 9/10

A 6 1 K 9/32

A 6 1 K 9/54

A 6 1 K 9/58

A 6 1 K 35/78

C

A 6 1 K 47/32

A 6 1 P 1/12

A 6 1 P 31/04

C 0 7 D 311/62

【手続補正書】

【提出日】平成16年5月19日(2004.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書



平成16年5月19日

特許庁長官 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第518632号

2. 補正をする者

名 称 ピーエス・ファーマシューティカルズ,
インコーポレーテッド

3. 代理人

住 所 東京都港区虎ノ門1丁目17番1号
虎ノ門5森ビル3階

電話番号 03(3503)8637

氏 名 (9109) 弁理士 平木 祐輔



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙の通り補正します。



(別紙)

請求の範囲

1. 単離されたプロアントシアニジン重合体組成物を胃環境から保護するように
製剤化される、治療に有効な量の、クロトン spp. (Croton spp.) またはカロフィラム spp. (Calophyllum spp.) から単離された水溶性プロアントシアニジン重合体組成物またはその医薬として許容される誘導体、および製薬上許容される担体を含有する医薬組成物。
2. クロトン spp. がクロトン・レクレリ (Croton lechleri) である、請求項 1 に記載の医薬組成物。
3. 前記医薬組成物が腸溶コーティングを含む、請求項 1 に記載の医薬組成物。
4. 腸溶コーティングが酸でイオン化可能な基を有するメタクリル酸-メタクリル酸エステル共重合体を含む、請求項 3 に記載の医薬組成物。
5. 腸溶コーティングが 1 種以上の可塑剤化合物をさらに含む、請求項 4 に記載の医薬組成物。
6. 可塑剤化合物がポリエチレングリコールエステルおよびクエン酸エステルである、請求項 5 に記載の医薬組成物。
7. 前記医薬組成物が圧縮錠剤として製剤化される、請求項 6 に記載の医薬組成物。
8. 前記医薬組成物がビーズを含むカプセル剤として製剤化され、前記ビーズが糖小球、プロアントシアニジン重合体組成物の層、および腸溶コーティングの層を含む、請求項 6 に記載の医薬組成物。
9. 前記医薬組成物が 300~500 ミクロンの微小球として製剤化され、前記微小球がプロアントシアニジン重合体組成物の顆粒および腸溶コーティングの層を含む、請求項 6 に記載の医薬組成物。
10. 前記微小球がカプセル内に充填されている、請求項 9 に記載の医薬組成物。
11. 前記微小球が懸濁液としてさらに製剤化される、請求項 9 に記載の医薬組成物。
12. 単離されたプロアントシアニジン重合体組成物が胃酸の分泌を抑制する物質

と共に製剤化される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

13. 単離されたプロアントシアニジン重合体組成物が胃酸を中和する物質と共に製剤化される、請求項 1 に記載の医薬組成物。
14. ヒトまたは非ヒト動物に投与するために、0.1～100mg/kg/日の用量を与える量の単離されたプロアントシアニジン重合体組成物を含有する、請求項 1 に記載の医薬組成物。
15. ヒトを含む動物の分泌性下痢の治療または予防に用いるための、請求項 1～13 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。
16. 分泌性下痢が伝染性病原体により引き起こされる、請求項 15 に記載の医薬組成物。
17. 分泌性下痢が非特異的下痢、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群、胃腸管の癌および新生物からなる群より選択される非伝染性の病因と関連している、請求項 15 に記載の医薬組成物。
18. ヒトの HIV 関連慢性下痢の治療に用いるための、請求項 15 に記載の医薬組成物。
19. 幼児または子供の分泌性下痢の治療または予防に用いるための、請求項 15 に記載の医薬組成物。